

尼崎市立図書館基本的運営方針

令和3年3月

尼崎市教育委員会

目次

| | |
|---------------------|----|
| 第1章 基本的運営方針の策定にあたって | 1 |
| 1 基本的運営方針の趣旨 | 1 |
| 2 図書館に関する国の動向 | 1 |
| 3 運営方針の位置付け及び実施期間 | 1 |
| 第2章 尼崎市立図書館の現状と課題 | 2 |
| 1 尼崎市立図書館の現状 | 2 |
| 2 利用者アンケートの結果から見る現状 | 5 |
| 3 尼崎市立図書館の課題 | 6 |
| 第3章 尼崎市立図書館の基本的運営方針 | 8 |
| 1 基本理念 | 8 |
| 2 基本方針 | 8 |
| 3 施策の方向 | 9 |
| 第4章 数値目標 | 11 |
| 1 成果指標 | 11 |
| 2 進行管理 | 11 |

第1章 基本的運営方針の策定にあたって

1 基本的運営方針の趣旨

大正9年1月7日に阪神間初めての市民の図書館として誕生した尼崎市立図書館は、令和2年1月7日に開館100周年を迎えました。この間、市の発展とともに尼崎市立図書館は、「だれでも・どこでも・どんな資料でも」を奉仕目標とし、様々な市民のニーズに対応しながら変化し、様々な取組を行ってきました。

今後もめまぐるしく変化する社会情勢やニーズを的確に捉え、図書館の果たすべき機能と役割、運営の方向性をより明確にし、効果的・計画的な事業展開を図るため、「尼崎市立図書館基本的運営方針」を策定します。

2 図書館に関する国の動向

図書館の今後の役割を示すべく、平成18年に文部科学省が設置した「これから図書館の在り方検討協力者会議」がまとめた、「これから図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）」では、図書館を「知の源泉である図書館資料を提供して、住民の読書を推進し、基礎学力や知的水準の向上を図るために欠かせない重要な知的基盤であり、ひいては地域の文化や経済社会の発展を支える施設」と位置づけています。

また、これから図書館サービスに求められる新たな視点として、①図書館活動の意義の理解促進、②レファレンスサービスの充実と利用促進、③課題解決支援機能の充実等をあげ、「役に立つ図書館」をキーワードに、図書館サービスを展開する必要があると説いています。さらに、図書館経営に必要な視点として、①利用者の視点に立った経営方針の策定、②効率的な運営方法、③継続的な予算の獲得等をあげ、効果的な図書館サービスが提供できる体制の整備の必要性も説いています。

その上で、平成20年6月に「図書館法」が改正され、平成24年12月には「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が施行されました。当該基準では、社会情勢や図書館へのニーズの変化に対応した新たな図書館の役割が示され、図書館の事業実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するよう努めることとされています。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据えた視点を取り入れた新しい生活様式に沿った取り組みが求められています。

3 運営方針の位置づけ及び実施期間

(1) 位置づけ

本方針は、「尼崎市総合計画（02 生涯学習）」及び「尼崎市教育振興基本計画（各論10）」の施策目標を達成するため、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文科省）に基づき、今後の尼崎市の図書館の方向性を示したもので、これに基づき地域に必要な図書館機能の充実を図り、市民サービスの向上を目指していきます。

(2) 実施期間

本方針の実施期間は、令和3年度から概ね10年程度とします。なお、社会情勢・ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととします。

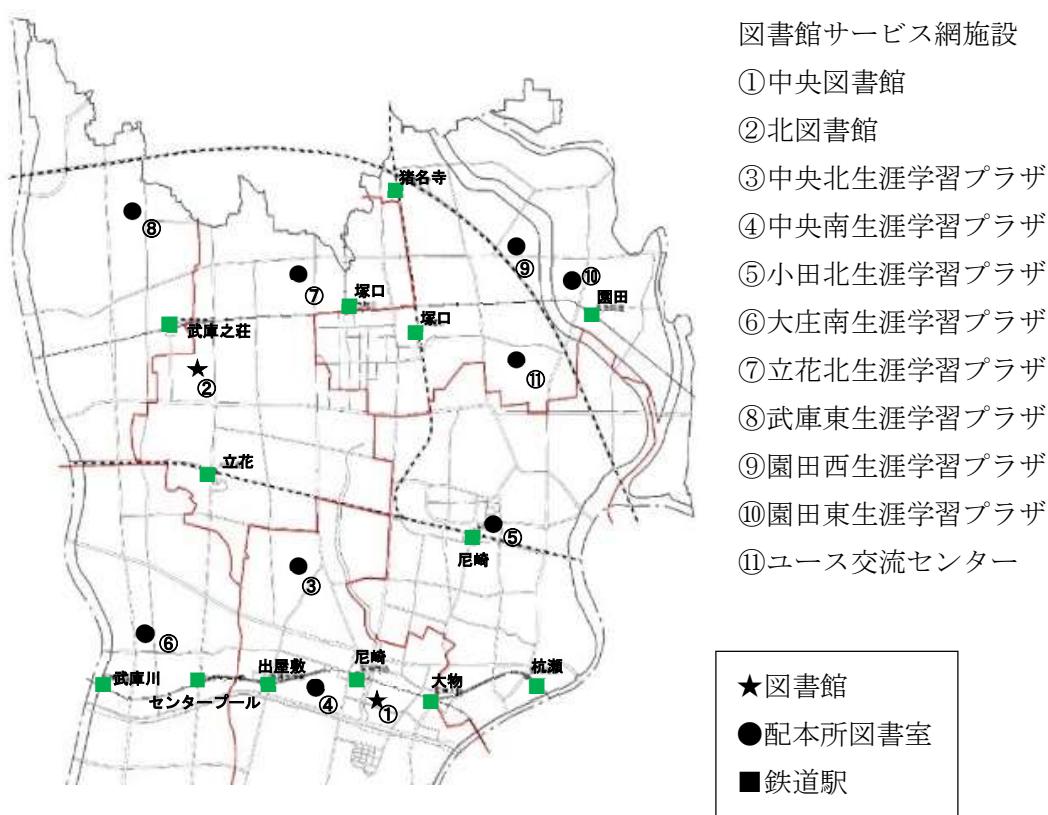
第2章 尼崎市立図書館の現状と課題

1 尼崎市立図書館の現状

(1) 本市図書館の概要

本市図書館行政は、市のほぼ中央部を東西に走るJR線により、北部は北図書館、南部は中央図書館を拠点としサービスを提供することで、市民の生涯学習と生活課題の解決を支援してきました。さらに「21世紀社会における尼崎市立図書館の在り方について」(平成14年3月尼崎市社会教育委員会議意見)に基づき、市内各地に配本所を配置することで市民の利便性を向上させてきました(図1)。また、地域によって求められるサービスは異なるため、中央図書館ではビジネスライブラリーとして、各種専門書や官公庁刊行物等を収集し、レファレンス業務の強化を図ってきました。北図書館では、児童図書の充実や障がい者サービスに力を入れ、配本所では、各館の利用ニーズにあった図書の配架を行うなど、地域の特徴に合わせたサービスを行っています。

図1：図書館・配本所の位置



(2) 図書館サービスの状況

図書館の利用状況については、平成 17 年度の新図書館システム導入をはじめとし、中央・北図書館の特徴を活かしたサービス展開や、貸出制限冊数の変更、図書室開室時間の延長等を行ってきた結果、図書館利用者及び個人貸出冊数は増加してきました。しかしながら、平成 30 年度以降、中央図書館に隣接する駐車場の一時閉鎖や有料化の影響もあり、利用者及び貸出冊数は減少傾向にあります。

また、阪神間各市の図書館と比較すると、市民 1 人あたりの貸出冊数については、阪神間平均の 8.26 冊に対し、本市は 3.23 冊と低くなっています、他の項目も低水準にあります（表 1）。

さらに、『図書館の設置及び運営上の望ましい基準 活用の手引き（2014 年）』に示されている目標基準（貸出密度上位の市町村上位 10% の平均値）によると、人口 30 万人以上の市における市民 1 人当たりの貸出冊数は 9.79 冊、蔵書冊数は 3.04 冊、図書費は 141.2 円となっています。また、図書館行政の拠点となる図書館数においては、5.0 館となっており、本市はいずれの項目も目標基準を大幅に下回っています。

表 1：阪神間各市の利用状況（令和元年度実績）

| 市町名 | 人口 (千人) | 蔵書 冊数 (千冊) | 利用 者数 (千人) | 個人貸 出冊数 (千冊) | 図書費 (千円) | 人口に 対する 利用者 数比率 (%) | 職員数 (人) | 市民 1 人当たり | | | 職員 1 人 あたりの 市民数 (人) | 図書館数 (図書施設数) |
|------------|------------|------------------|------------------|--------------------|-------------|---------------------------------|------------|-----------------|-------------|------------|------------------------------|-----------------|
| | | | | | | | | 蔵書 冊数 (冊) | 貸出冊数 (冊) | 図書費 (円) | | |
| 尼崎市 | 451 | 754 | 410 | 1,458 | 29,634 | 90.9 | 60 | 1.67 | 3.23 | 65.7 | 7,516.6 | 2 (9) |
| 西宮市 | 487 | 1,061 | 835 | 3,122 | 42,939 | 171.5 | 130 | 2.18 | 6.41 | 88.2 | 3,746.2 | 4 (7) |
| 芦屋市 | 94 | 376 | 185 | 679 | 22,720 | 196.8 | 28 | 4.00 | 7.22 | 241.7 | 3,357.1 | 1 (5) |
| 伊丹市 | 198 | 612 | 507 | 1,459 | 36,961 | 256.1 | 62 | 3.09 | 7.37 | 186.7 | 3,193.5 | 4 (5) |
| 宝塚市 | 224 | 672 | 626 | 1,978 | 29,152 | 279.5 | 51 | 3.00 | 8.83 | 130.1 | 4,392.2 | 2 (4) |
| 川西市 | 153 | 318 | 239 | 623 | 16,705 | 156.2 | 28 | 2.08 | 4.07 | 109.2 | 5,464.3 | 1 (1) |
| 三田市 | 110 | 397 | 311 | 952 | 20,805 | 282.7 | 41 | 3.61 | 8.65 | 189.1 | 2,682.9 | 2 (3) |
| 猪名川町 | 30 | 357 | 111 | 530 | 12,740 | 370.0 | 16 | 11.9 | 17.7 | 424.7 | 1,875.0 | 1 (2) |
| 望ましい 基準 | 398 | 1,209 | | 3,898 | 56,083 | | 72 | 3.04 | 9.79 | 141.2 | 5,527.7 | 5 (-) |

※ 各数値は令和 2 年 3 月 31 日時点の数値（人口、職員数を除く）

※ 人口は令和 2 年 4 月 1 日現在（兵庫県企画県民部統計課：兵庫県推計人口から）

※ 職員数は令和 2 年 5 月 1 日現在

(3) 各種サービスの実施状況

・レファレンスサービス

利用者の求めに応じた必要な資料や情報を提供し、学習や、調査・研究を支援するとともに、紙媒体の資料収集だけでなく、商用データベースや、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスなどの電子媒体も導入し、様々な種類の調査・相談に応えています。

・児童及び青少年サービス

読書に親しむ子どもの育成に向け各年代に向けて様々な取組を行っています。読書に親しむきっかけづくりとして、ボランティアとの協働による読み聞かせを実施しています。またヤングアダルトコーナーで中高生に読んでもらいたい本を配架するとともに、ユース交流センターに青少年向けの配本所を設置しました。さらに、児童図書の充実のため市内企業や個人から寄付も活用しています。

・教育関係機関との連携

市内の幼稚園への出張講座でボランティアが大型絵本の読み聞かせを行い、保護者には読み聞かせの大切さや子どもと一緒に読書を楽しむ方法を伝えています。小学校図書館研究会に対しては、春・夏・冬休みにあわせて推薦図書を選定するとともに、おすすめ本リストを提供しています。中高生向けにはライトから古典までの幅広い図書をお薦めするリストを作成し展示しています。また、大学連携では「E一きつず」と称し、子どもたちに英語での読み聞かせ、英語の歌や手遊びを行い幼少期から英語に親しむ取り組みを行ってきました。

・歴史、文化に触れる機会の創出

尼崎城再建に合わせ、中央図書館において「城」をテーマにした関連図書の展示コーナーを設置、尼崎の歴史や尼崎城に関する講演会の開催や、「ビブリオバトル尼崎」と称した書評合戦を行い、優勝者を「尼崎城主」として表彰するなど様々な取組を実施しています。

・市民の読書推進に向けての取組

市民に対し図書館利用への関心を喚起するため、各種行事及び館内展示を実施しており、特に、名作映画を上映する「大人のためのシネマの時間」は好評で、各回約100名の参加があり、関連本を特別展示し読書意欲を促しています。また、新たな利用者の獲得に向け、子育てや認知症に関する講座やN P Oと連携した環境保護活動に関する講座など、興味を持ちやすいテーマの講座を実施し、図書館の利用促進を図っています。さらには、誰もが読書に親しめるよう大活字本・点字図書などの提供や、ボランティアとの協働によって障がい者サービスに取り組んでいます。

2 利用者アンケートの結果から見る現状（一部抜粋）

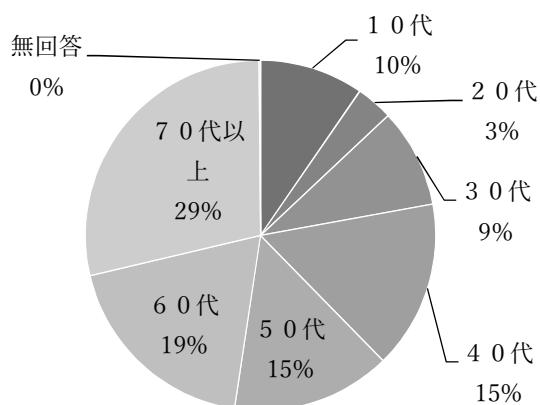
調査期間：令和2年2月8日から令和2年2月12日まで

調査対象：中央図書館及び北図書館来館者

回答者数：823人（中央図書館349人・北図書館474人）

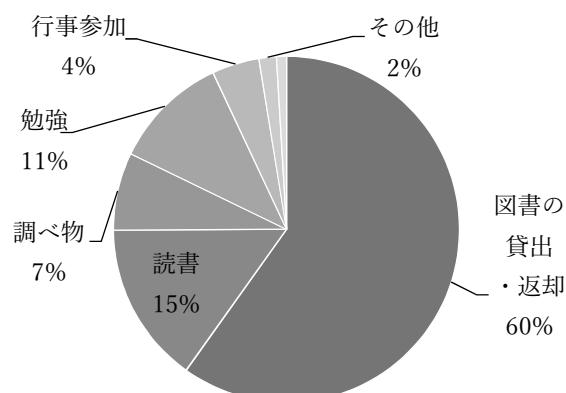
①年齢

20代の利用率が最も低く、概ね年齢が高くなるにつれ利用率が高くなっていることがわかる。



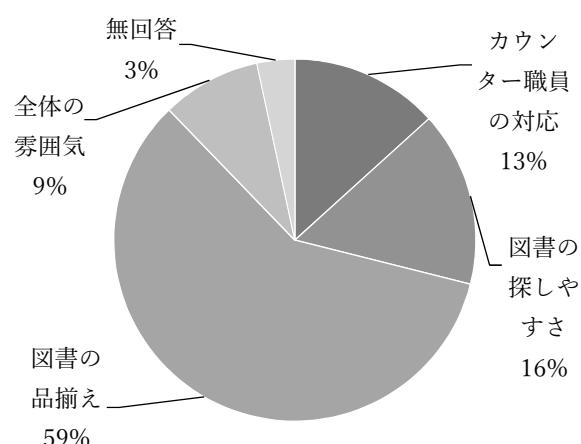
②来館目的

図書の貸出・返却が最も多い結果となった。勉強、行事参加目的の利用者に対するアプローチの方法を検討する必要がある。



③図書館において重要としている項目

「図書の品揃え」が最も高かった。次いで、「図書の探しやすさ」が高く、図書の選書・配置に対する意見が多くかった。



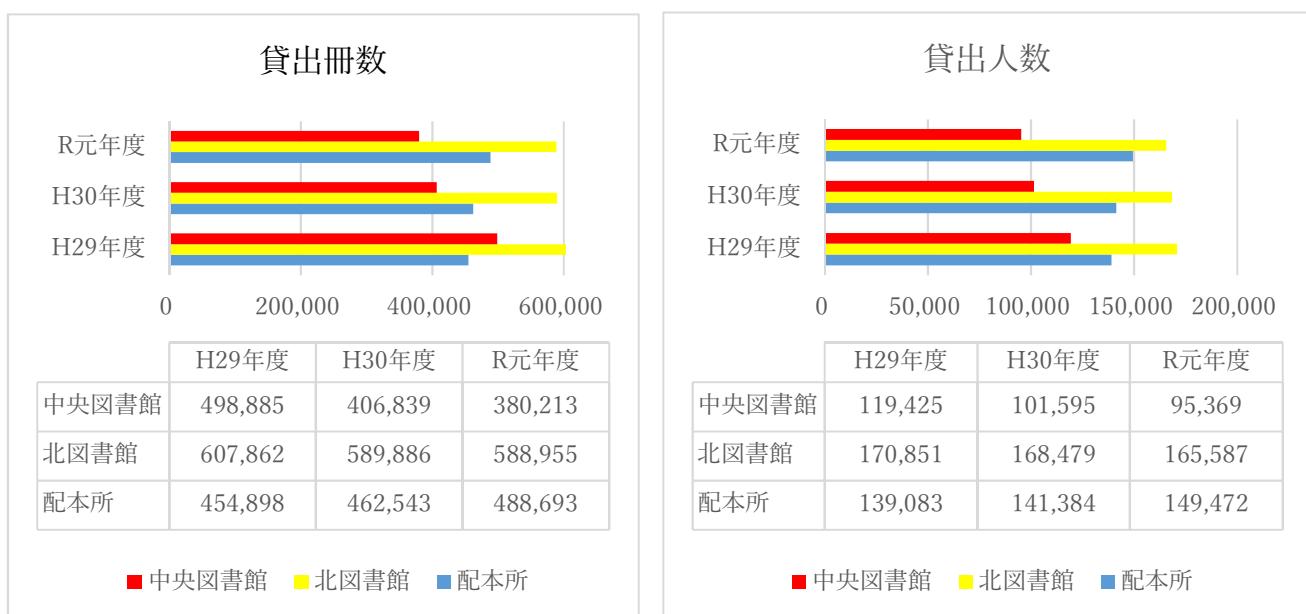
3 尼崎市立図書館の課題

(1) 図書館利用の促進

他都市との利用状況の比較においてどの数値も低水準にあり、さらに利用者及び貸出冊数が減少していることを踏まえ、利用者のニーズの把握、情報発信の強化や、利用しやすい環境の整備等に継続して取り組む必要があります。

利用の促進にあたっては、尼崎版総合戦略において「ファミリー世帯の定住・転入を促進する」を基本目標とし、市全体として子育て世代へのアプローチを行っているため、図書館においても新たな利用者の獲得、特に子育て世代、若年層の利用者の獲得するための取り組みを中心に実施する必要があります。

図：2 貸出冊数及び貸出人数の推移（平成29年度～令和元年度）



(2) 市民の課題解決を支援する体制づくり

様々なニーズに対応したサービスを安定的に行うためには、専門職員である司書の存在が不可欠となります。現在、正規職員の中に司書資格を持つ職員が配置されているものの、それが恒常的な体制にはなっておらず、図書館行政を確実に推進していくことが難しくなっています。

併せて、配本所における図書業務は、各施設の指定管理者が館管理業務の一環としての貸出・返却業務に限られており専門性もないため、利用者からの相談に応えることができないなど十分なサービスが提供できていないと考えられます。これらを改善するため職員体制の見直し及び人材の育成を図る必要があります。

(3) 地域の交流拠点として地域に活力を与える機会の創出

豊富な情報資源を備え、気軽に訪れることができる図書館の特性を生かし、生涯学習の機会や交流の場を提供する必要があります。本市では、令和元年度に開設した配本所「アマブライ（ユース交流センター）」では、青少年の学習、交流の場として「静」と「動」の両方の活動を行うことができます。図書館においてもこのようなスペースの整備を検討し、様々な人が集い、学び、その成果を活かす交流拠

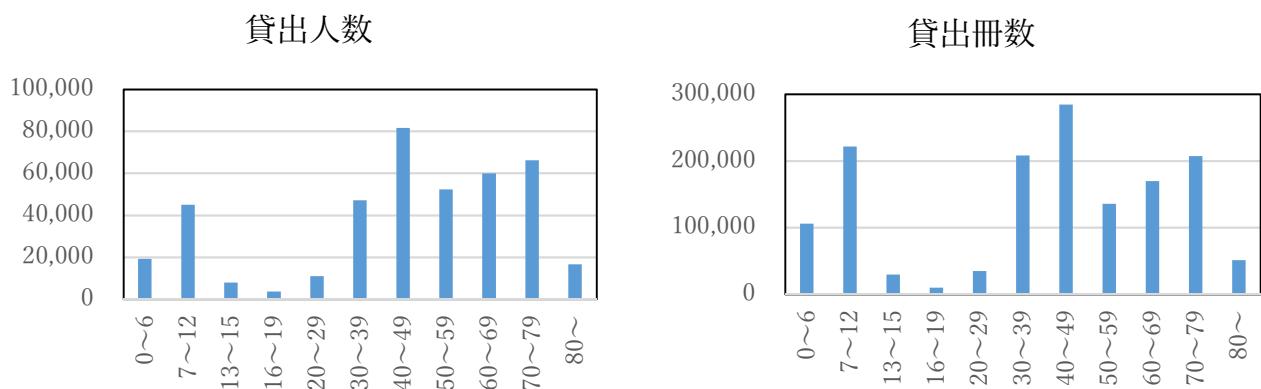
点を目指す必要があります。

(4) 子どもの読書活動の推進

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことができないものです。

図書館では、おはなし会をはじめとした読書推進事業や、学校や児童ホーム・子どもクラブへの団体貸出、ボランティアとの連携など様々な取組を行ってきました。しかし、スマートフォンの普及等による読書環境への影響もあってか、子どもの利用割合は依然として低いものになっています（令和元年度18.5%）。こうした現状を改善するため、子どもと子どもを取り巻く図書館、学校、関係機関、家庭及び地域が一体となり効果的な取組を推進する必要があります。

図：3 年齢別の貸出人数及び貸出冊数（令和元年度）



(5) 施設の老朽化などに伴うハード整備

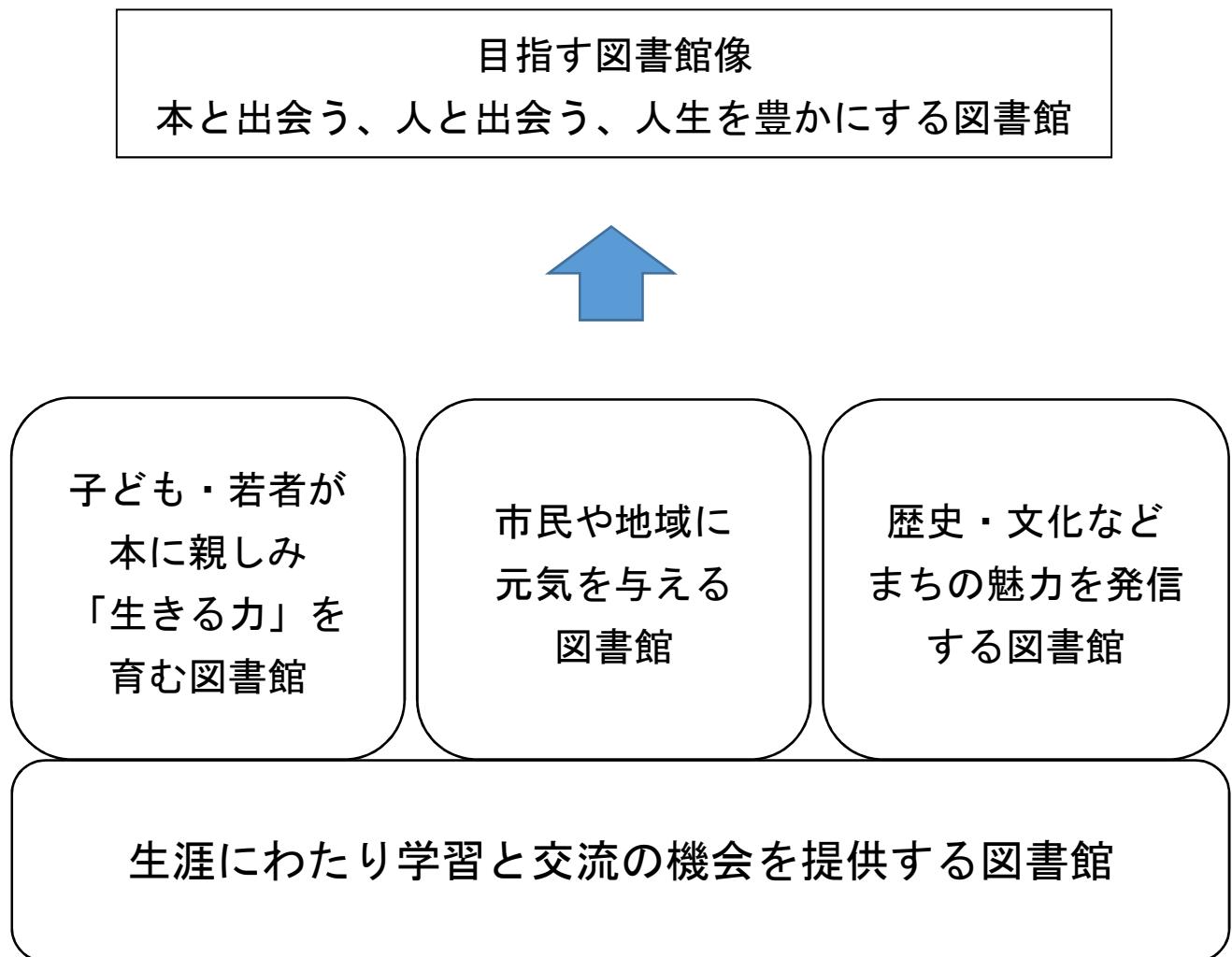
北図書館は、昭和54年に建築され築42年を経過しており、老朽化が進行しているだけではなく、耐震基準を満たしていないため、近隣への建て替えが予定されています。このような状況を改善するためにも、一定のハード整備を図り、本来あるべき図書館の実現を目指していく必要があります。

また、本市の都市計画マスターplanでは、東西方向に並行して走る阪急、JR、阪神の鉄道を中心に3つの地域に区分するとともに、JR尼崎駅と阪神尼崎駅が広域拠点として位置づけられています。中央図書館と北図書館は阪神及び阪急沿線に位置しますが、JR沿線には図書館はなく、近年人口が増加している広域拠点であるJR尼崎駅周辺では、配本所でのサービスの飽和状態が続いていることから、北図書館整備に加え、将来的には、JR沿線に延床面積増加などハード面での抜本的な改善が必要です。

(6) 新たな生活様式に対応した取組の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、図書館においても新たな生活様式への対応が求められています。これまで、コンテンツの量や費用対効果の面で導入に踏み切ることができなかつた電子書籍の導入や、図書消毒機の設置などによる衛生環境の充実を目指すための取り組みを行っていく必要があります。

第3章 尼崎市立図書館の基本的運営方針



1 基本理念

図書館には、市民の主体的な学習活動や、地域が抱える様々な課題の解決への支援が求められているとともに、市民の多様化するニーズや社会情勢の変化に対応した取組みが求められています。

本方針においては、資料や情報の提供をはじめとした「知の拠点」として市民に寄り添い、市民のより豊かな暮らしや、歴史・文化を活かしたまちづくり、まちの魅力向上に資する図書館を目指します。

2 基本方針

方針1 子ども・若者が本に親しみ「生きる力」を育む図書館

方針2 市民や地域に元気を与える図書館

方針3 歴史・文化などまちの魅力を発信する図書館

方針4 生涯にわたり学習と交流の機会を提供する図書館

3 施策の方向

【方針1 子ども・若者が本に親しみ「生きる力」を育む図書館】

インターネットやスマートフォン等の電子機器の発達、また、SNS等の普及により、様々な情報を容易に得ることができるようになり、子どもの読書離れが加速しております。しかしながら、読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことができないものです。

子どもの生きる力をはぐくむため、学力の向上、豊かな心の育成などの実現を目指す学校教育と密接に連携しながら、地域における子供たちの教育環境の充実に寄与します。

現在、幼稚園児向けには出張講座、小学生向けには、学校で配布される「おすすめする100冊の本のリーフレット」を作成するなど様々な連携を行っております。今後、さらなる読書の機会を創出するため、ボランティア、教育機関及びその他関係機関との協力・連携を強化することで子どもの読書活動を盛んにする施策を講じていきます。

◎具体的な取組

- ・児童書及び青少年向け図書の充実
- ・親子で楽しめる事業の拡充
- ・学校図書館との連携の強化（システム連携等）
- ・青少年との協働による事業の展開（アマプラリと連携したワークショップの開催等）
- ・ボランティアと協働した事業の拡充（配本所を含む）
- ・学習コーナーや休憩スペースの確保、充実

【方針2 市民や地域に元気を与える図書館】

図書館は、「時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること（図書館法第3条第7号）」されており、日常生活において生じる疑問や課題に対して、図書館が積極的に資料を提供することで、市民の学習活動に寄与することが求められています。

市民が生涯を通して学習に取り組み、学習と交流を通じて生きがいを感じることできるよう読書環境の整備を進めます。そのためには、一般図書だけでなく、地域資料や行政資料を含めた広範囲の資料を収集し、また、図書館の組織体制の見直しや職員の資質向上を図るなど、レファレンス機能を充実させることで市民の「役に立つ図書館」を目指します。

◎具体的な取組

- ・商用データベースの拡充（地域産業に関する情報や図書の充実と発信）
- ・キャリアアップ等につながる資料の充実と提供
- ・レファレンス体制の強化
- ・職員体制の見直しと人材育成
- ・参考図書の充実、旧聖トマス大学図書館蔵書の有効活用

【方針3 歴史・文化などまちの魅力を発信する図書館】

尼崎城の再建を契機に市民の歴史・文化に対する関心が高まり、城内地区にある中央図書館においては、尼崎城やその関連事項についての調査相談が増加傾向にあります。これを受け、尼崎城関連や尼崎市の歴史にかかる講座や特別展示を積極的に実施するほか、城関連の図書コーナーを設けるなどこの知識欲に応えてきました。

歴史博物館や尼崎城と連携し、歴史文化遺産を活かす取組をより一層推進することで、城内地区の賑わいの創出に取り組みます。

また、市内には、城内地区だけでなく古くから受け継がれた貴重な文化財が数多くあることから、図書館でも尼崎の歴史を紹介し市民のまちへの愛着と誇りを高めます。さらに、市内外に魅力を発信することにより、都市魅力の向上と交流人口の増加を図ります。

◎具体的な取組

- ・郷土に関する資料や図書の充実と発信
- ・市内外における歴史文化施設等の連携
- ・地域活動団体との協働による多様な講座の実施
- ・城内地区での連携事業の実施

【方針4 生涯にわたり学習と交流の機会を提供する図書館】

図書館は、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設（図書館法第2条）」であり、資料の収集・提供・保存は図書館サービスの根幹を成すものです。読書は教養を高め、余暇を有意義なものとするだけでなく、心を豊かにし、暮らしに彩を与える、人生を助けています。また、情報化社会と呼ばれる、様々な情報が大量に飛び交う時代において、多くの情報を正確に得ることが不可欠となっています。

市立図書館は、社会教育施設であるとともに、地域の情報・交流拠点としての役割も有しています。図書館サービスの根幹を成す資料の収集・保存・提供の充実をはじめとした図書館サービスの充実を図ります。また、北図書館の建替えや延床面積確保をはじめ利用者及び住民の学習活動の支援機能、コミュニティ機能を備えた魅力的な図書館を目指します。さらに、新型コロナウィルス感染症の感染拡大に伴い、新たな生活様式への対応にも取り組みます。

◎具体的な取組

- ・蔵書の充実
- ・読書環境の整備（ICTの導入やカフェスペース整備の検討等）
- ・新たな生活様式への対応（電子書籍の導入、図書消毒機の導入等）
- ・情報発信機能の強化（SNSの活用、市・図書館HPでの積極的な広報）
- ・障がい者サービスの充実
- ・老朽化した北図書館の建替え、延床面積の確保、交流・学習スペースの確保
- ・将来的なJR沿線における図書館拠点の確保の検討

第4章 数値目標

1 成果指標

計画期間中のハード・ソフト面の充実により、「市民一人あたりの貸出冊数」を阪神間他都市並みの7.00冊まで伸ばすことを目標とし、他の指標は以下の表のとおりとします。

表2：成果指標

| 指標 | | 単位 | 実績値 (令和元年度) | 目標値 (令和12年度) | 指標の説明 |
|----|-------------|----|----------------|-----------------|------------------------------|
| 1 | 市民1人あたり貸出冊数 | 冊 | 3.23 | 7.00 | |
| 2 | 来館者数 | 人 | 518,047 | 750,000 | |
| 3 | 登録状況 | | | | |
| | 新規登録者数 | 件 | 5,108 | 7,500 | |
| | 19歳以下の登録者数 | 件 | 31,238 | 45,000 | |
| 4 | 利用者の満足度 | % | 64.4 | 80.0 | 利用者のニーズにどれだけ応えられているかを図る指標 |
| 5 | レファレンスの受付件数 | 件 | 5,922 | 9,000 | 市民や地域の課題解決をどれだけ支援できているかを図る指標 |

2 進行管理

「本と出会う、人と出会う、人生を豊かにする図書館」の実現を目指すため、図書館法第7条の3の規定に基づく運営の状況に関する評価と併せ、年度ごとに取組状況の評価を行うこととします。

評価は、成果指標に加え各種統計や利用者アンケートを活用した図書館による内部評価を中心に実施し、次年度以降の事業計画に反映させることで、図書館サービスの向上を着実に推進します。

令和3年3月

尼崎市教育委員会 社会教育部 中央図書館

〒660-0826 尼崎市北城内27

電話06-6481-5244